

契約条項 P-4909_210118

ウイルス駆除支援サービス

甲は、注文書記載の「ウイルス駆除支援サービス」(以下本サービスという)を、次の条項にもとづき乙に依頼するものとします。

1. 基本サービス

- (1) 乙は、本サービス実施対象のPCをネットワークから切断し、甲が使用权を有するコンピューター・ウイルス検出プログラム(以下検出プログラムという)を使用して検出プログラム所定の取扱説明書等に記載の手順に従い、PCに付随するハードディスクに対し、コンピューター・ウイルス感染の有無に関しての検査を代行します。ただし、検出プログラムにより検出できないコンピューター・ウイルスによる障害が発生した場合でも乙はその責を負わないものとします。
- (2) 甲は、検出プログラムを乙の技術者が使用することを承諾するものとします。
- (3) 本サービスにより、コンピューター・ウイルスの感染が判明した場合、乙は、検出プログラム所定の取扱説明書等に記載の手順に従い、コンピューター・ウイルスの駆除作業を代行します。ただし、駆除作業を実施しても当該コンピューター・ウイルスが駆除できない場合でも、乙はその責を負わないものとします。

2. オプションサービス

- (1) 検出プログラムによりコンピューター・ウイルス駆除が完了できない場合、乙は、甲の要請にもとづき甲が使用权を有するリカバリーメディアを使用してリカバリーを行うものとします。
 - (2) 甲は、リカバリーメディアを乙の技術者が使用することを承諾するものとします。
 - (3) 第1号のリカバリーの実施に伴い、甲が他のコンピューター・プログラムのインストールを希望する場合、別途契約を締結するものとします。
3. 乙は本サービス完了後、直ちに甲に通知し、甲は本サービスが完了したことを確認のうえ、直ちに終了確認証を乙に発行します。
 4. 乙が本サービスを着手したにもかかわらず、乙の責によらず本サービスを完了できなかった場合でも、甲は乙に対して当該作業料金を支払うものとします。
 5. 本サービスの実施に起因する甲のコンピューター・プログラムまたはデータ等の滅失、毀損その他の甲の損害については、乙はその責を負わないものとします。

以上